

議案第 1 号

君津市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

君津市手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 28 年 8 月 29 日提出

君津市長 鈴木 洋 邦

提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）の制定に伴い、新たに建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定申請手数料を定めるとともに、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）に基づく低炭素建築物新築等計画の認定において新たに認められた簡易な評価方法による認定申請手数料等を定めるため、君津市手数料徴収条例（平成 12 年君津市条例第 5 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市手数料徴収条例の一部を改正する条例

君津市手数料徴収条例（平成１２年君津市条例第５号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中「２９の項」を「３３の項」に、「３１の項」を「３６の項」に改める。

別表第２の２２の項(１)の目中「この項及び２７の項において」を削り、同表２７の項(１)の目中「及びエネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「若しくはエネルギーの使用の合理化等に関する法律」に、「(以下この項)」を「(３０の項及び３３の項)」に改め、「認められたもの」の次に「又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第５条第１項に規定する住宅性能評価において日本住宅性能表示基準(平成１３年国土交通省告示第１３４６号)別表１に規定する断熱等性能等級４及び一次エネルギー消費量等級５と認められたもの」を加え、同目イ中「この項」の次に「、３０の項及び３３の項」を加え、同項(２)の目中「申請に係る低炭素建築物新築等計画が、登録住宅性能評価機関及び登録建築物調査機関により、都市の低炭素化の促進に関する法律第５４条第１項各号に掲げる基準に適合していると認められたもの以外である」を「その他の」に改め、同目エを次のように改める。

エ 複合建築物の非住宅部分又は非住宅建築物のとき

(ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成２８年経済産業省・国土交通省令第１号）第８条第１号イ(２)及びロ(２)に定める基準に適合するかどうかを評価する方法によるときにあっては、１件につき床面積の合計が３００平方メートル以下のときは８５，０００円、３００平方メートルを超えるときは１４２，０００円

(イ) その他のときにあっては、１件につき床面積の合計が３００平方メートル以下のときは２５５，０００円、３００平方メートルを超えるときは４０７，０００円

別表第２中４９の項を５３の項とし、３０の項から４８の項までを４項ずつ繰り下げ、２９の項の次に次のように加える。

３０ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成２７年法律第５３号）第２９条第１項の規定による

(１) 申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、登録住宅性能評価機関若しくは登録建築物調査機関により建築

建築物エネルギー消費性能向上計画
の認定の申請（同法第30条第2項の
規定による申出を伴う場合を除く。）
に対する審査

物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたもの又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価において日本住宅性能表示基準別表1に規定する断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行の際現に存するものにあつては、日本住宅性能表示基準別表2-1に規定する一次エネルギー消費量等級4若しくは等級5）と認められたものである場合

ア 一戸建ての住宅1件につき
5,000円

イ 共同住宅等又は複合建築物の住宅
部分1件につき床面積の合計が
300平方メートル未満のときは
10,000円、300平方メートル
以上のときは20,000円

ウ 複合建築物の非住宅部分又は非住
宅建築物1件につき床面積の合計が
300平方メートル未満のときは
10,000円、300平方メートル
以上のときは26,000円

(2) その他の場合

ア 一戸建ての住宅1件につき床面積
の合計が200平方メートル未満の
ときは34,000円、200平方メ

	メートル以上のときは 37,000 円 イ 共同住宅等及び複合建築物の住宅部分 1 件につき床面積の合計が 300 平方メートル未満のときは 67,000 円、300 平方メートル以上のときは 112,000 円 ウ 複合建築物の非住宅部分又は非住宅建築物のとき (7) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 8 条第 1 号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するかどうかを評価する方法によるときにあっては、1 件につき床面積の合計が 300 平方メートル未満のときは 85,000 円、300 平方メートル以上のときは 142,000 円 (イ) その他のときにあっては、1 件につき床面積の合計が 300 平方メートル未満のときは 221,000 円、300 平方メートル以上のときは 358,000 円
31 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 31 条第 1 項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（同法第 31 条第 2 項において準用する同法第 30 条第 2 項の規定による申出を伴う場合を除く。）に対する審査	30 の項の右欄に掲げる区分に応じ、それぞれ定める額に 2 分の 1 を乗じて得た額
32 建築物のエネルギー消費性能の	30 の項又は 31 の項の右欄に定める

向上に関する法律第 29 条第 1 項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請又は同法第 31 条第 1 項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に、同法第 30 条第 2 項（同法第 31 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による申出を伴う場合のこれらの申請に対する審査	額に、2 の項の右欄に掲げる区分に応じ、それぞれ定める額を加算した額とする。
3.3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 36 条第 1 項の規定による建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	(1) 申請に係る建築物が、登録住宅性能評価機関若しくは登録建築物調査機関により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 2 条第 3 号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していると認められたもの、同法第 30 条第 1 項の認定に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号）第 3 条第 2 項に規定する通知書若しくは都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 1 項の認定に係る都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成 24 年国土交通省令第 86 号）第 43 条第 2 項に規定する通知書の交付を受けたもの（都市計画区域内のものにあっては、建築基準法第 7 条第 5 項、第 7 条の 2 第 5 項若しくは第 18 条第 18 項に規定する検査済証の交付を受けたものに限る。）又は住宅の品質確保

の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価において日本住宅性能表示基準別表1に規定する断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4若しくは等級5(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行の際現に存するものにあつては、日本住宅性能表示基準別表2-1に規定する一次エネルギー消費量等級3、等級4若しくは等級5)と認められたものである場合

ア 一戸建ての住宅1件につき
5,000円

イ 共同住宅等又は複合建築物の住宅部分1件につき床面積の合計が300平方メートル未満のときは10,000円、300平方メートル以上のときは20,000円

ウ 複合建築物の非住宅部分又は非住宅建築物1件につき床面積の合計が300平方メートル未満のときは10,000円、300平方メートル以上のときは26,000円

(2) その他の場合

ア 一戸建ての住宅のとき

(ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するかどうかを評価する方法によるときにあっては、1件につき

床面積の合計が 200 平方メートル未満のときは 17,000 円、
200 平方メートル以上のときは
19,000 円

(イ) その他のときにあつては、1 件につき床面積の合計が 200 平方メートル未満のときは 34,000 円、200 平方メートル以上のときは 37,000 円

イ 共同住宅等又は複合建築物の住宅部分のとき

(ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するかどうかを評価する方法によるときにあっては、1 件につき床面積の合計が 300 平方メートル未満のときは 32,000 円、
300 平方メートル以上のときは
56,000 円

(イ) その他のときにあつては、1 件につき床面積の合計が 300 平方メートル未満のときは 67,000 円、300 平方メートル以上のときは 112,000 円

ウ 複合建築物の非住宅部分又は非住宅建築物のとき

(ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 条第 1 項第 1 号ロに定める基準に適合するかど

	うかを評価する方法によるときに あつては、1 件につき床面積の合計 が 3 0 0 平方メートル未満のとき は 8 5 , 0 0 0 円、3 0 0 平方メー トル以上のときは 1 4 2 , 0 0 0 円 (イ) その他のときにあつては、1 件 につき床面積の合計が 3 0 0 平方 メー ト ル 未 満 の と き は 2 2 1 , 0 0 0 円、3 0 0 平方メ ー ト ル 以 上 の と き は 3 5 8 , 0 0 0 円
--	---

附 則

この条例は、平成 2 8 年 1 2 月 1 日から施行する。ただし、別表第 2 の 2 7 の項の改正規定（同項(1)の目中「(以下この項)」を「(3 0 の項及び 3 3 の項)」に改める部分及び同目イに係る部分を除く。）は、公布の日から施行する。

君津市手数料徴収条例新旧対照表

改正案	現 行																
(手数料の減免) 第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、手数料を徴収しない。 ただし、別表第1の2の項から8の項まで及び10の項並びに別表第2の2の項から6の項まで、22の項から<u>33の項</u>まで及び<u>36の項</u>に掲げる手数料については、この限りでない。 (1) ～ (3) 省略 2 省略 別表第2 (第2条)	(手数料の減免) 第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、手数料を徴収しない。 ただし、別表第1の2の項から8の項まで及び10の項並びに別表第2の2の項から6の項まで、22の項から<u>29の項</u>まで及び<u>31の項</u>に掲げる手数料については、この限りでない。 (1) ～ (3) 省略 2 省略 別表第2 (第2条)																
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="179 662 638 710">手数料を徴収する事務</th><th data-bbox="638 662 1097 710">金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="179 710 638 758">1～21 省略</td><td data-bbox="638 710 1097 758"></td></tr> <tr> <td data-bbox="179 758 638 1364"> 22 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請(同法第6条第2項の規定による申出を伴う場合を除く。)に対する審査 </td><td data-bbox="638 758 1097 1364"> (1) 申請に係る長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下「登録住宅性能評価機関」という。)により、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合 ア～イ 省略 (2) 省略 </td></tr> <tr> <td data-bbox="179 1364 638 1412">23～26 省略</td><td data-bbox="638 1364 1097 1412"></td></tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事務	金額	1～21 省略		22 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請(同法第6条第2項の規定による申出を伴う場合を除く。)に対する審査	(1) 申請に係る長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下「登録住宅性能評価機関」という。)により、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合 ア～イ 省略 (2) 省略	23～26 省略		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1151 662 1610 710">手数料を徴収する事務</th><th data-bbox="1610 662 2069 710">金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1151 710 1610 758">1～21 省略</td><td data-bbox="1610 710 2069 758"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1151 758 1610 1364"> 22 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請(同法第6条第2項の規定による申出を伴う場合を除く。)に対する審査 </td><td data-bbox="1610 758 2069 1364"> (1) 申請に係る長期優良住宅建築等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下<u>この項及び27の項</u>において「登録住宅性能評価機関」という。)により、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合 ア～イ 省略 (2) 省略 </td></tr> <tr> <td data-bbox="1151 1364 1610 1412">23～26 省略</td><td data-bbox="1610 1364 2069 1412"></td></tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事務	金額	1～21 省略		22 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請(同法第6条第2項の規定による申出を伴う場合を除く。)に対する審査	(1) 申請に係る長期優良住宅建築等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下 <u>この項及び27の項</u> において「登録住宅性能評価機関」という。)により、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合 ア～イ 省略 (2) 省略	23～26 省略	
手数料を徴収する事務	金額																
1～21 省略																	
22 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請(同法第6条第2項の規定による申出を伴う場合を除く。)に対する審査	(1) 申請に係る長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下「登録住宅性能評価機関」という。)により、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合 ア～イ 省略 (2) 省略																
23～26 省略																	
手数料を徴収する事務	金額																
1～21 省略																	
22 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請(同法第6条第2項の規定による申出を伴う場合を除く。)に対する審査	(1) 申請に係る長期優良住宅建築等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下 <u>この項及び27の項</u> において「登録住宅性能評価機関」という。)により、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合 ア～イ 省略 (2) 省略																
23～26 省略																	

2 7 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請(同法第54条第2項の規定による申出を伴う場合を除く。)に対する審査	(1) 申請に係る低炭素建築物新築等計画が、登録住宅性能評価機関若しくはエネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第76条第1項に規定する登録建築物調査機関(30の項及び33の項において「登録建築物調査機関」という。)により、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたもの又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価において日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)別表1に規定する断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5と認められたものである場合 ア 省略 イ 共同住宅等又は複合建築物(住宅の用途及び非住宅の用途に供する部分が混在している建築物をいう。以下この項、30の項及び33の項において同じ。)の住戸部分1件につき1戸	2 7 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請(同法第54条第2項の規定による申出を伴う場合を除く。)に対する審査	(1) 申請に係る低炭素建築物新築等計画が、登録住宅性能評価機関及びエネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第76条第1項に規定する登録建築物調査機関(以下この項において「登録建築物調査機関」という。)により、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたもの である場合 ア 省略 イ 共同住宅等又は複合建築物(住宅の用途及び非住宅の用途に供する部分が混在している建築物をいう。以下この項において同じ。)の住戸部分1件につき1戸
--	---	--	--

のときは5,000円、1戸を超え5戸以下のときは10,000円、5戸を超え10戸以下のときは17,000円、10戸を超えるときは28,000円 ウ～エ 省略 (2) <u>その他の</u>		のときは5,000円、1戸を超え5戸以下のときは10,000円、5戸を超え10戸以下のときは17,000円、10戸を超えるときは28,000円 ウ～エ 省略 (2) <u>申請に係る低炭素建築物新築等計画が、登録住宅性能評価機関及び登録建築物調査機関により、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたもの以外である場合</u>
_____場合 ア～ウ 省略 エ <u>複合建築物の非住宅部分又は非住宅建築物のとき</u> (ア) <u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第8条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するかどうかを評価する方法によるときにあっては、1件につき床面積の合計が300平方メートル以下のときは85,000</u>		ア～ウ 省略 エ <u>複合建築物の非住宅部分又は非住宅建築物1件につき床面積の合計が300平方メートル以下のときは255,000円、300平方メートルを超えるときは407,000円</u>

	<u>円、300平方メートルを超</u> <u>えるときは142,000円</u> <u>(イ) その他のときにあつては、</u> <u>1件につき床面積の合計が</u> <u>300平方メートル以下の</u> <u>ときは255,000円、</u> <u>300平方メートルを超え</u> <u>るときは407,000円</u>		
28～29 省略		28～29 省略	
<u>30 建築物のエネルギー消費性</u> <u>能の向上に関する法律(平成27</u> <u>年法律第53号)第29条第1項</u> <u>の規定による建築物エネルギー</u> <u>消費性能向上計画の認定の申請</u> <u>(同法第30条第2項の規定に</u> <u>よる申出を伴う場合を除く。)</u> <u>に対する審査</u>	<u>(1) 申請に係る建築物エネルギー</u> <u>消費性能向上計画が、登録住宅性</u> <u>能評価機関若しくは登録建築物</u> <u>調査機関により建築物のエネル</u> <u>ギー消費性能の向上に関する法</u> <u>律第30条第1項各号に掲げる</u> <u>基準に適合していると認められ</u> <u>たもの又は住宅の品質確保の促</u> <u>進等に関する法律第5条第1項</u> <u>に規定する住宅性能評価におい</u> <u>て日本住宅性能表示基準別表1</u> <u>に規定する断熱等性能等級4及</u> <u>び一次エネルギー消費量等級5</u> <u>(建築物のエネルギー消費性能</u> <u>の向上に関する法律の施行の際</u> <u>現に存するものにあつては、日本</u> <u>住宅性能表示基準別表2-1に</u> <u>規定する一次エネルギー消費量</u>		

等級4若しくは等級5)と認められたものである場合

ア 一戸建ての住宅1件につき
5,000円

イ 共同住宅等又は複合建築物
の住宅部分1件につき床面積
の合計が300平方メートル
未満のときは10,000円、
300平方メートル以上のと
きは20,000円

ウ 複合建築物の非住宅部分又
は非住宅建築物1件につき床
面積の合計が300平方メー
トル未満のときは10,000
円、300平方メートル以上の
ときは26,000円

(2) その他の場合

ア 一戸建ての住宅1件につき
床面積の合計が200平方メ
ートル未満のときは
34,000円、200平方メ
ートル以上のときは
37,000円

イ 共同住宅等及び複合建築物
の住宅部分1件につき床面積
の合計が300平方メートル
未満のときは67,000円、

	<u>300平方メートル以上のときは112,000円</u> ウ <u>複合建築物の非住宅部分又は非住宅建築物のとき</u> (ア) <u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するかどうかを評価する方法によるときにあつては、1件につき床面積の合計が300平方メートル未満のときは85,000円、300平方メートル以上のときは142,000円</u> (イ) <u>その他のときにあつては、1件につき床面積の合計が300平方メートル未満のときは221,000円、300平方メートル以上のときは358,000円</u>
<u>31 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請(同法第31条第2項において準用する同法第30</u>	<u>30の項の右欄に掲げる区分に応じ、それぞれ定める額に2分の1を乗じて得た額</u>

条第2項の規定による申出を伴う場合を除く。)に対する審査	
32 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請又は同法第31条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に、同法第30条第2項(同法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出を伴う場合のこれらの申請に対する審査	30の項又は31の項の右欄に定める額に、2の項の右欄に掲げる区分に応じ、それぞれ定める額を加算した額とする。
33 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定による建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	(1) 申請に係る建築物が、登録住宅性能評価機関若しくは登録建築物調査機関により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していると認められたもの、同法第30条第1項の認定に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第3条第2項に規定する通知書若しくは都市の低炭素化の促進に

関する法律第 5 4 条第 1 項の認
定に係る都市の低炭素化の促進
に関する法律施行規則（平成 2 4
年国土交通省令第 8 6 号）第 4 3
条第 2 項に規定する通知書の交
付を受けたもの（都市計画区域内
のものにあっては、建築基準法第
7 条第 5 項、第 7 条の 2 第 5 項若
しくは第 1 8 条第 1 8 項に規定
する検査済証の交付を受けたも
のに限る。）又は住宅の品質確保
の促進等に関する法律第 5 条第
1 項に規定する住宅性能評価に
おいて日本住宅性能表示基準別
表 1 に規定する断熱等性能等級
4 及び一次エネルギー消費量等
級 4 若しくは等級 5（建築物のエ
ネルギー消費性能の向上に関す
る法律の施行の際現に存するも
のにあっては、日本住宅性能表示
基準別表 2－1 に規定する一次
エネルギー消費量等級 3、等級 4
若しくは等級 5）と認められたも
のである場合
ア 一戸建ての住宅 1 件につき
5, 0 0 0 円
イ 共同住宅等又は複合建築物

の住宅部分1件につき床面積
の合計が300平方メートル
未満のときは10,000円、
300平方メートル以上のと
きは20,000円

ウ 複合建築物の非住宅部分又
は非住宅建築物1件につき床
面積の合計が300平方メー
トル未満のときは10,000
円、300平方メートル以上の
ときは26,000円

(2) その他の場合

ア 一戸建ての住宅のとき

(ア) 建築物エネルギー消費性
能基準等を定める省令第1
条第1項第2号イ(2)及びロ
(2)に定める基準に適合する
かどうかを評価する方法に
よるときにあっては、1件に
つき床面積の合計が200
平方メートル未満のときは
17,000円、200平方
メートル以上のときは
19,000円

(イ) その他のときにあっては、
1件につき床面積の合計が
200平方メートル未満の

	<u>ときは 34,000 円、</u>
	<u>200 平方メートル以上の</u>
	<u>ときは 37,000 円</u>
イ	<u>共同住宅等又は複合建築物</u>
	<u>の住宅部分のとき</u>
(ア)	<u>建築物エネルギー消費性</u>
	<u>能基準等を定める省令第 1</u>
	<u>条第 1 項第 2 号イ(2)及びロ</u>
	<u>(2)に定める基準に適合する</u>
	<u>かどうかを評価する方法に</u>
	<u>よるときにあつては、1 件に</u>
	<u>つき床面積の合計が 300</u>
	<u>平方メートル未満のときは</u>
	<u>32,000 円、300 平方</u>
	<u>メートル以上のときは</u>
	<u>56,000 円</u>
(イ)	<u>その他のときにあつては、</u>
	<u>1 件につき床面積の合計が</u>
	<u>300 平方メートル未満の</u>
	<u>ときは 67,000 円、</u>
	<u>300 平方メートル以上の</u>
	<u>ときは 112,000 円</u>
ウ	<u>複合建築物の非住宅部分又</u>
	<u>は非住宅建築物のとき</u>
(ア)	<u>建築物エネルギー消費性</u>
	<u>能基準等を定める省令第 1</u>
	<u>条第 1 項第 1 号ロに定める</u>

	<u>基準に適合するかどうかを</u> <u>評価する方法によるときに</u> <u>あつては、1件につき床面積</u> <u>の合計が300平方メート</u> <u>ル未満のときは85,000</u> <u>円、300平方メートル以上</u> <u>のときは142,000円</u> (イ) <u>その他のときにあつては、</u> <u>1件につき床面積の合計が</u> <u>300平方メートル未満の</u> <u>ときは221,000円、</u> <u>300平方メートル以上の</u> <u>ときは358,000円</u>
34	省略
35	省略
36	省略
37	省略
38	省略
39	省略
40	省略
41	省略
42	省略
43	省略
44	省略
45	省略
46	省略
47	省略

30	省略
31	省略
32	省略
33	省略
34	省略
35	省略
36	省略
37	省略
38	省略
39	省略
40	省略
41	省略
42	省略
43	省略

<u>4 8</u> 省略
<u>4 9</u> 省略
<u>5 0</u> 省略
<u>5 1</u> 省略
<u>5 2</u> 省略
<u>5 3</u> 省略
備考 省略

<u>4 4</u> 省略
<u>4 5</u> 省略
<u>4 6</u> 省略
<u>4 7</u> 省略
<u>4 8</u> 省略
<u>4 9</u> 省略
備考 省略